

十二月十日

松岡外務大臣

近衛内閣總理大臣

國務大臣正三位勳一等男爵平沼騏一郎

任内務大臣

興亞院總務長官陸軍中將從三位勳二等功級柳川平助

任司法大臣

内務大臣 安井英二

司法大臣 風見章

依願免本官

右 勅旨ヲ奉シ謹テ奏ス

昭和十五年十二月二十一日

内閣總理大臣公爵近衛文麿

十二月二十一日午後三時親筆

時局益々重大ヲ加フルニ際シ内閣ヲ強化

スルノ要切ナルモナリ此ノ場合微力ニシテ重職

ニ在ルハ恐懼ノ至リニ堪ヘズ

仰ガ願クハ 聖明垂鑑 臣カ職ヲ解キ

タマシトテ誠惶誠恐謹テ奏ス

昭和十五年十二月二十一日

内務大臣 安井英二

時句益々重大ヲ加フルニ際シ内閣ヲ強  
化スルノ要切ナルモノアリ此ノ場合微力ニ  
ニシテ重職ニ在ルハ誠ニ恐懼ニ堪ヘス  
仰キ願ハクハ 聖明重鑑 臣カ重職ヲ解  
キタマハシユトテ 誠惶誠恐謹テ奏ス

昭和十五年十二月二日

司法大臣 風見 章



特命全權大使澤田廉三  
依願免本官

勅右  
勅ヒ日ヲ奉シ謹テ奏ス

昭和十五年十二月十七日

内閣總理大臣公爵近衛文麿